

議案第19号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

大網白里市長 金坂昌典

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年  
条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「、毎月25日」を「毎月25日」に、「支給日を」を  
「、支給日を」に改め、同条第3項中「支給日に」を「、この場合に」に改め、  
同条第5項中「一般職」を「、一般職」に改める。

第3条第2項中「定める」を「掲げる」に改める。

第4条中「規則」を「、規則」に改める。

別表第1中スポーツ推進委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額	10,000円
-----------	----	---------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。